

報告第19号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件名 [契約の相手方]	金額変更(円)		増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額		③変更金額	①議決工期	
91	R2. 6. 30 令和2年 第2回足立区 議会定例会で 承認91号	特別養護老人ホーム扇空調設備改修 その他工事 [やんま株式会社]	① 190,300,000			① R4. 2. 15		
	(処分日) R3. 5. 26 (契約変更日) R3. 5. 26		② 200,266,000		5.24%	② R3. 9. 30	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として工事関係者と施設利用者の接触を回避した動線を確保することが必要になったため。</p> <p>(2) 各居室に設置されているファンコイルユニット用メンテナンスバルブの更新を、当初は令和2年10月から11月の2か月間で施工する予定であったが、施設利用者との接触回避を前提とした工程で作業を進める必要があり施工方法を見直したため。</p> <p>(3) 凍結工法採用により、メンテナンスバルブ更新作業着工時期を令和2年9月に早められ、さらに作業時期の分散化が可能となった。令和2年12月、令和3年1月予定の後続作業を9月、10月へスライドすることが可能となった。以上の2点により工事完了予定時期が早まったため。</p>	
			③ 9,966,000					
88	R2. 6. 30 令和2年 第2回足立区 議会定例会で 承認88号	鹿浜地域学習センター大規模改修 工事 [似鳥・小倉建設共同企業体]	① 586,300,000			①		
	(処分日) R3. 6. 2 (契約変更日) R3. 6. 2		② 602,239,000		2.72%	②	<p>(1) 外壁タイル補修の施工数量が大幅に増加したため。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策により網戸設置工事が生じたため。</p> <p>(3) 施設要望等による工事変更が生じたため。(トイレブース扉上部の幕板取付による増、1階区民事務所パーテーションの取りやめによる減、1階悠々館大広間の窓下収納の取りやめによる減、雨水樋樋の改修数量の減)</p>	
			③ 15,939,000					

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円)		増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額		①議決工期	②変更後工期	
89	R2.6.30 令和2年 第2回足立区 議会定例会で 承認89号	鹿浜地域学習センター大規模改修 電気設備工事 [株式会社ミリオンテック]	① 220,000,000			①		
	(処分日) R3.6.2 (契約変更日) R3.6.2		② 237,534,000 ③ 17,534,000		7.97%	②		(1) 工事施工中に判明した施工上不可能な配線や配管ルートの見直しを行ったため。 (2) 建築工事の仕上げ材、設備機器に合わせた仕様変更に伴う工事費の増。 (3) 導入する機器類の増設及び機能の追加により、更なる施設利用者の安全性と利便性が向上し、施設職員についても職場環境の改善に大きな効果が出る事が判明したため、追加工事を行った。
90	R2.6.30 令和2年 第2回足立区 議会定例会で 承認90号	鹿浜地域学習センター大規模改修 機械設備工事 [産栄空調株式会社]	① 240,570,000			①		
	(処分日) R3.6.2 (契約変更日) R3.6.2		② 242,715,000 ③ 2,145,000		0.89%	②		(1) 図面精査の結果必要と認められたため。(加湿給水管の増設) (2) ダクトルートの変更に伴い新たに必要となったため。(防火ダンパーの増設) (3) 主管課要望により器具仕様を変更したため。(洋式便座の仕様変更) (4) 設計時に確認ができなかった機器を新たに更新したため。(雑排水用排水ポンプの更新) (5) 新型コロナウイルス対策を講じたため。(水石鹸入れの新設)